

平成30年壮警町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

平成30年8月24日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

- 1 期 日 平成30年9月6日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - (1) 教育委員会委員の任命について
 - (2) 壮警町表彰条例に基づく表彰について
 - (3) 壮警町役場出張所設置条例の廃止について
 - (4) 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 壮警町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 平成30年度壮警町一般会計補正予算（第6号）について
 - (7) 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - (8) 平成30年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - (9) 平成30年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - (10) 平成29年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について
 - (11) 出資法人の経営状況について

○応招議員（8名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

8番 長内 伸一君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

9番 松本 勉君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年9月6日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本	勉	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君						
副	町	長	杉	村	治	男	君				
教	育	長	田	鍋	敏	也	君				
監	委	事	務	局	長	(兼)	小	林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	(兼)	小	林	一	也	君
---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 30 年壮瞥町議会第 3 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
3 番 毛利 爾君 4 番 森 太郎君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 9 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 9 月 14 日までの 9 日間と決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 本日の会議は、地震による停電等の対応のため、これにて終了し
ます。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9 月 7 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前 10 時 04 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年9月7日（金曜日） 午後 2時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 総務常任委員会の所管事務調査結果報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第44号ないし議案第53号及び報告第5号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本	勉	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君						
副	町	長	杉	村	治	男	君				
教	育	長	田	鍋	敏	也	君				
監	委	事	務	局	長	(兼)	小	林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	(兼)	小	林	一	也	君
---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 真鍋盛男君 6番 加藤正志君
を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第2、諸般の報告を行います。
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案10件、報告1件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎総務常任委員会の所管事務調査結果報告

○議長（松本 勉君） 日程第3、総務常任委員会の所管事務調査結果報告を行います。
総務常任委員長から調査結果の報告を求めます。
佐藤総務常任委員長。
○総務常任委員会委員長（佐藤 恣君） 総務常任委員会では、8月6日に壮警町教育委員との懇談を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。
調査の方法、懇談会の開催、調査をするための懇談会を開催し、本町の教育行政の現状と課題等について情報共有を図り、その後意見交換を行いました。
委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。
委員会の調査結果、本町教育行政の現状と課題について、生涯学習課長から社会を生き抜く力の確実な育成ほか8項目を平成29年度の点検評価項目として実施していること、また小学校教育のあり方について保護者、地域住民と教育懇談会等を開催し、望ましい教育環境づくりの検討を重ねている旨の説明を受けた後意見交換を行いました。委員からふ

るさとキャリア教育やフィンランド研修、学校施設の環境整備等について質問があり、教育長及び教育委員から説明を受け、理解を深めました。また、教育行政全般について総合教育会議等を活用し、まちの政策と結びつけていくことの必要性について意見交換を行いました。

次に、小学校教育のあり方について、教育委員会から保護者、地域の意見等を踏まえ、子供たちにとって望ましい教育環境づくりの見地から早急に久保内小学校のあり方を検討し、早い時期に結論を出したい旨の説明があった後教育的、政策的見地からの検討の必要性等の意見交換を行い、現状及び取り組み状況についての理解を深めました。

以上で総務常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（松本 勉君） ただいま報告のありました委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて総務常任委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成30年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。7月4日に室蘭地方総合開発期成会と羊蹄山麓町村長会議並びに公益社団法人北海道トラック協会と合同にて北海道開発局に対し、国道230号の整備要望を行いました。国道230号の整備は、西胆振地域と羊蹄山麓地域のさまざまな分野の連携を図る上で最も重要であり、本年6月22日から室蘭港と岩手県宮古港との間にフェリーが就航し、両地域の物流輸送が見込まれ、大型トラック等の往来が予想されるため、交通ネットワークの強化が必要であることから要望を行いました。

また、室蘭地方総合開発期成会としてJR北海道に対し、北海道新幹線札幌延伸に伴う対応及びJR室蘭本線洞爺駅ホームのエレベーターの整備の要望を行いました。新幹線延伸に伴う地域の観光面の落ち込みが懸念されることから、誘客の取り組み支援や在来線の利便性及び維持確保についての要望、洞爺駅は近年インバウンドを中心とした観光客の駅利用者の増加が見込まれており、当該地域の重要な玄関口として環境整備が必要であることから要望を行いました。

7月10日に室蘭地方総合開発期成会として北海道開発局、北海道などに対し、平成31

年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、国道 453 号の整備促進、上久保内・幸内地区地すべり対策の推進、(仮称)有珠山外環状線の整備に係る町道の道道昇格、道道洞爺湖登別線の整備促進などについて要望を行いました。

同じく 7 月 25 日、26 日には、国土交通省北海道局、道路局、財務省等を初め、地元選出国會議員に対し、室蘭地方総合開発期成会として平成 31 年度の国費等の要望を行い、本町といたしましては国道 453 号の整備促進などについて要望を行いました。

また、7 月 20 日、自由民主党北海道第 9 選挙区支部主催の移動政調会が地域交流センター山美湖で開催され、町として町道上立香第 2 線の道道昇格要望を行いました。

次に、黄溪地域地熱資源開発調査についてご報告申し上げます。この件につきましては、黄溪地域における地熱資源を調査し、適正な地熱開発規模を評価の上、その地熱資源を活用した地域振興及び発電事業化の検討を行うため、平成 28 年 5 月 10 日に壮瞥町、北海道電力株式会社、九州電力株式会社の 3 者で協定を締結し、地表調査を行ってまいりました。しかし、調査の結果、調査地域周辺に温泉等の存在を示す兆候は確認できましたが、地下深部において発電事業に必要な高温の地熱資源の兆候が確認できなかったため、まことに残念ではありますが、本年 6 月 19 日、本調査を終了し、協定を解消いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、北海道 150 年記念式典についてご報告を申し上げます。8 月 5 日、北海道立総合体育センター北海きたえーるで天皇皇后両陛下をお迎えして開催されました北海道 150 年記念式典に出席をしてまいりました。式典は、平成 30 年が北海道と命名されて 150 年目という大きな節目であることから、北海道が主体となり実行委員会を設置し、開催されております。式典では、未来を担う若き世代の代表による北海道 200 年に向けた青少年の誓いや、北海道の伝承芸能の共演として、アイヌ民族の伝統文化と地域の伝承文化が交互に披露されました。天皇皇后両陛下が来年 4 月に退位されることから、大きな節目の年の式典にお迎えでき、同席させていただいたことに感謝するとともに、時代の流れを感じながら式典は厳かに終了いたしました。なお、当日は、松本議長にもご同行いただいております。

次に、日本ジオパーク再審査についてご報告を申し上げます。洞爺湖有珠山ジオパークは、平成 29 年度にユネスコ世界ジオパーク再認定審査が行われ、審査結果として 2 年間の条件つき再認定となり、平成 31 年度に世界ジオパークの再認定審査を受けることとなりました。日本ジオパーク再認定審査は、基本的に 4 年に 1 度となっておりますが、世界ジオパークの再認定審査の前年にも受けることとなっており、今年度日本ジオパーク再審査が実施されました。このたびの再審査は、8 月 17 日から 19 日の 3 日間の日程で実施され、日本ジオパーク委員会から派遣された渡辺真人氏、藁谷哲哉氏、鈴木雄介氏の 3 名が 1 市 3 町のジオサイト及び拠点施設を訪れ、ガイド活動や国内外に向けたジオパーク推進のための各種取り組みを確認するフィールド審査及び評価シートに基づくヒアリング審査が行われました。審査員による講評では、昨年の世界ジオパーク再認定審査の際に指摘のあつ

た課題について着実に進められており、よりブラッシュアップすることで解決できるものと思われる。このたび当地域を訪れ、有珠山が拠点であることのほかに、豊浦町や伊達市にもすばらしい拠点が存在することがわかり、より多くの人々に知っていただくことがジオパークの活性化になるものと感じ、地域全体の発信拠点を整備したほうが望ましいものと思われる。総括して、洞爺湖有珠山ジオパークは、先進的な取り組みを初め、地域との連携も評価でき、持続的な活動を行っていただきたいとの高い評価を得たところであります。今後も引き続き、来年度の世界ジオパークの再審査に向け、1市3町で連携のもと、地域の皆様とともに魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、壮瞥町総合教育会議についてご報告申し上げます。8月27日に平成30年度第1回壮瞥町総合教育会議を開催し、久保内小学校の今後のあり方について協議をさせていただきました。会議では、これまでの経緯や地域等との協議の状況と平成29年度以降の児童数の動向等を説明した上で、久保内小学校のあり方及び今後の進め方等を説明させていただきました。教育委員の皆さんからは、久保内小学校のこれまで先生方のご努力や地域の方々が一体となって盛り上げる教育環境等、大変すばらしいものと感じている。反面、生徒数の減少により、子育て中の保護者の不安等に配慮すると、休校もやむを得ないものとする。また、久保内で行われていた教育活動を壮瞥小学校においても実践できるよう配慮していただきたいとのご意見がありました。教育委員の皆様からの意見を踏まえ、平成30年度をもって久保内小学校を休校とすることといたしました。今後は、地域説明会を開催した上で、議員の皆様とも最終調整を進めてまいりたいと考えております。

以上、平成30年第2回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎議案第44号ないし議案第53号及び報告第5号

○議長（松本 勉君） 日程第5、議案第44号ないし第53号及び報告第5号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成30年第3回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第44号から議案第53号までの10件、報告第5号の1件、合計11件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。議案第44号 教育委員会委員の任命について。

現委員の金子祐一氏は、平成22年10月1日から教育委員として教育の振興にご尽力をいただいておりますが、平成30年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めます。

金子氏には、教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただいておりますので、当町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願いを申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 引き続き議案の説明をいたします。

議案第 45 号 壮警町表彰条例に基づく表彰について。

壮警町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第 4 条の規定により議会の同意を求めます。

被表彰者につきましては、別紙のとおりとなっております。さきに開催されました表彰審議会から答申を受けております貢献表彰、自治に関するものとして松永美継氏、南和孝氏、木村太一氏の 3 名、社会事業に関するものとして飯尾良政氏 1 名、民生安定に関するものとして佐藤鐵雄氏、鎌田新一氏、高橋仙行氏、渡邊幸男氏の 4 名、教育・文化・体育に関するものとして阿野裕紀緒氏 1 名の合計 9 名の方々でございます。なお、別に感謝状の贈呈者の一覧を配付しておりますので、後ほどご照覧いただきたいと思います。

議案第 46 号 壮警町役場出張所設置条例を廃止する条例の制定について。

壮警町役場出張所設置条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

壮警町役場出張所設置条例は、廃止する。

附則で、この条例は、平成 30 年 10 月 6 日から施行する。

こちらは、行政改革の推進に当たり長年の懸案事項となっていた久保内出張所の廃止について、近年の人口減少や出張所の利用実態を勘案した上で、第 5 次行政改革の推進に当たり 10 月 5 日をもって廃止するため、条例の廃止を提案するものであります。

議案第 47 号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮警町税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、平成 30 年 10 月 1 日、平成 31 年 1 月 1 日、平成 31 年 10 月 1 日、平成 32 年 4 月 1 日、平成 33 年 1 月 1 日にそれぞれ施行されることから、壮警町税条例の改正が必要となったため、条例の一部改正を提案するものであります。

今回提出します条例は、第 1 条から第 6 条までの 6 条建ての改正となりますが、概要で説明をいたします。平成 30 年 10 月 1 日施行分は、町たばこ税に関する内容で、平成 34 年 10 月 1 日までの隔年で段階的に税率を引き上げること、平成 31 年 1 月 1 日施行分では、町民税に関する内容で、控除対象配偶者の定義を同一生計配偶者へ変更することや配偶者特別控除申告要件の見直し等による適用条項、条文の整理を行うこと、また長期譲渡所得に関する特例に係る条文の整理を行うこと、平成 32 年 4 月 1 日施行分では、町民税に関する内容で、納税義務者等、資本金 1 億円以上の大法人の申告納付に係る条文の整理を行う

こと、平成 33 年 1 月 1 日施行分では、町民税に関する内容で、非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げに関する条文の整理と合計所得金額が 2,500 万円超の所得割納税義務者に関する所得控除及び調整控除の所得要件の創設、所得割非課税限度額の引き上げに関する条文の整理を行うこととあります。

附則で、この条例は平成 30 年 10 月 1 日から施行することとしておりますが、それぞれ各項目毎に施行する期日を定めて施行することとあわせ、経過措置に関する規定を定めているものであります。

別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 48 号 壮警町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町企業立地促進条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 10 年に制定された条例であります。その後の社会情勢やまちの財政事情等を勘案すると、当時のように好条件で優位性のある企業誘致を進めることは困難な情勢であることから、優位性を一定程度制限した上で企業誘致を推進することに改める必要があると判断したため、条例の一部改正を提案するものであります。

改正内容は、条例の目的に減免に関する字句を追加し、条文を整理すること、施設設置助成 5 年を 3 年間に短縮し、対象施設から土地に対して課するものを除くこと、また用地取得助成を廃止し、新たに雇用助成金の規定を設けたものであります。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

こちらにも新旧対照表を別に配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 49 号 平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 6 号）について。

平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 39 億 3,296 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 3,992 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 7,288 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。30 ページになります。総務費、総務管理費、テレビ難視対策費で 25 万円の追加となります。蟠溪地区に住宅新築 1 件の予定があり、地デジ引き込み工事予定分を計上するものであります。

財産管理費で 110 万円の追加となります。公共施設管理事業となりますが、ゆーあいの家の浴室がらり端部からさび等が落下することから修繕経費を計上するものであります。また、仲洞爺野営場内の樹木のうち、枯れ木で倒木の危険性が高い立木の伐採に要する経費を計上するものであります。なお、観光協会からの寄附金、地域振興基金を充当することとしてございます。

財政費、財政調整基金費で 1 億 1,777 万 9,000 円の追加となります。平成 29 年度繰越

金の整理となります。

地域振興基金費で 95 万 6,000 円の減額となります。

戸籍住民基本台帳費で 106 万 1,000 円の減額となります。久保内出張所閉鎖に伴う予算の整理となります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 127 万 7,000 円の追加となります。久保内出張所閉鎖に伴う予算科目の組み替え整理と住民福祉課へ配置しているハイブリッド車両のハイブリッド制御用バッテリーの劣化に伴う修繕経費を計上するものであります。

31 ページ、児童福祉費、児童措置費で 82 万円の追加となります。伊達市への管外保育者 1 名の増加に伴う経費計上となります。

衛生費、保健衛生費、廃止鉱山鉱害防止費で 600 万円の追加となります。施設の老朽化に伴う修繕経費や消耗機材の追加、管理経費の計上となりますが、当初契約時の落札率 98.19%の執行残の整理とあわせ、不足分を計上するものであります。財源は、全額道からの委託金を充当することとしております。

温泉管理費で 76 万円の追加となります。蟠渓地区や弁景地区の温泉管理施設の老朽化に伴う修繕経費の計上となりますが、H2 泉源エアリフト用コンプレッサーの故障やバルブの劣化損傷による交換等に要する経費計上となります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 6 万円の追加となります。人・農地問題解決加速化支援事業の事務費配分による予算の計上となります。

農地費で 322 万円の追加となります。需用費では、幸内地区の古市氏地先の三面排水路の断面崩壊、上久保内地区の森下氏地先の排水路の断面損壊による修繕経費の計上となります。役務費では、下立香地区の長流川への排水路流末端部への土砂堆積による土砂上げ経費の計上となります。下立香地区農業用排水路横断管設置工事では、前年度に施工した町道滝之町下立香線沿いの用排水路補修工事において水田への導水管にふぐあいが判明したことによる改修経費の計上となります。

林業費、林業振興費で 229 万 3,000 円の減額となります。資源循環林・水土保持林整備事業では、間伐等に要する事業費配分が少額しか配分されないことから、今年度の事業を取りやめ、次年度以降へ振りかえるための整理となります。林務一般では、平成 28 年の森林法の改正から、森林経営管理法が平成 30 年 5 月に制定されたことにより、全国の市町村が GIS による林地台帳を整備しなければならないこととなったため、台帳整備に要する経費計上となります。

32 ページ、土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 900 万円の追加となります。道路橋梁維持経費となりますが、建部地区での雪堆積場の確保のために要する整備費用の計上と町道滝之町下立香線ほか 4 路線の排水補修に要する経費の計上、町道立香観測所線ほか 3 路線の路肩補修等に要する経費の計上、また町道建部線ほか 4 路線の土砂処理と支障木伐採等に要する経費の計上となります。

下水道費で 47 万 6,000 円の減額となります。特別会計繰出金の整理となります。

教育費、高等学校費、地域農業科実習費で 80 万円の追加となります。老朽化している搾汁機について、購入から 10 年以上が経過し、生産中止品で交換部品がないため、更新に要する経費の計上となります。

保健体育費、保健体育総務費で 95 万 6,000 円の追加となります。蟠溪地区に設置のゲートボール場は、国道 453 号の蟠溪 2 工区改良工事に伴う支障物件となっていることから、撤去に要する経費の計上となります。財源は、補償費から充当することとしております。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 269 万 1,000 円の追加となります。平成 29 年度の障害者等に係る給付費等の実績確定や児童手当に係る実績額の確定によりそれぞれ返納額が決定したことによる計上となります。

28 ページの歳入では、地方交付税で 3,491 万 3,000 円の追加となります。今年度の交付決定額は 14 億 9,841 万 6,000 円となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 41 万円の追加となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 20 万 5,000 円の追加となります。

道補助金、農林水産業費補助金で 310 万 4,000 円の減額となります。

委託金、衛生費委託金で 600 万円の追加となります。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 120 万円の減額となります。平成 30 年度間伐事業取りやめに係る整理となります。

29 ページ、繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金で 70 万円の追加となります。

繰越金で 1 億 277 万 9,000 円の追加となります。平成 29 年度の繰越金となります。

町債、臨時財政対策債で 77 万 6,000 円の減額となります。平成 30 年度の発行許可額が 7,922 万 4,000 円に決定されたことによる整理となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

25 ページ、第 2 表、地方債補正では、変更で、臨時財政対策債、限度額 8,000 万円を限度額 7,922 万 4,000 円とするものであります。

議案第 50 号 平成 30 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

平成 30 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 5 億 1,390 万円に歳入歳出それぞれ 3,177 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,567 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。37 ページになります。基金積立金で 1,361 万 8,000 円の追加となります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、療養給付費等負担金償還金で 1,754 万 2,000 円の追加、療養給付費等交付金償還金で 21 万 7,000 円の追加、特定健康診査等負担金償還金で

18万7,000円の追加、その他償還金で21万2,000円の追加となります。いずれも額が確定したことに伴う返還金に要する経費の計上となります。

歳入では、繰越金で3,177万6,000円の追加となります。平成29年度繰越金となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第51号 平成30年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億4,890万円に歳入歳出それぞれ1,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,234万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。42ページになります。基金積立金で88万6,000円の追加となります。前年度の繰越金1,344万6,000円から償還金1,256万円の差し引き残を積み立てるものとなります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で1,256万円の追加となります。平成29年度の国、道及び支払基金等への介護給付費負担金等についてそれぞれ額が確定したことに伴い返還に要する経費の計上となります。

歳入では、繰越金で1,344万6,000円の追加となります。平成29年度の繰越金となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

議案第52号 平成30年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 歳入予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。48ページです。公債費、集落排水元金では、財源区分の変更で、元金償還金の一般財源を下水道平準化債へ振り替えて整理するものとなります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で47万6,000円の減額となります。繰越金で27万6,000円の追加となり、平成29年度繰越金の整理となります。

町債、下水道平準化債で20万円の追加となります。

第1表の歳入予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

45 ページ、第 2 表、地方債補正では、変更で、下水道資本費平準化債、限度額 3,570 万円を限度額 3,590 万円とするものであります。

議案第 53 号 平成 29 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の歳入歳出決算を、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

こちらは、地方自治法第 233 条第 1 項に基づき、会計管理者から提出を受け、同法第 233 条第 2 項に基づき、8 月 16 日から 8 月 21 日までの 4 日間、本町監査委員の審査を受けております。8 月 30 日に監査委員から決算審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度の各会計の歳入歳出決算につきまして監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

平成 29 年度各会計歳入歳出決算書及び決算の執行成果概要に基づき、各会計ごとに申し上げます。決算額の状況につきましては、一般会計では歳入決算額 39 億 6,669 万 9,000 円、歳出決算額 38 億 3,821 万 5,000 円、差し引き 1 億 2,848 万 4,000 円が次年度へ繰り越しとなります。また、翌年度への繰り越し事業に必要な財源 1,070 万 4,000 円を控除した実質収支額は、1 億 1,778 万円となります。基金現在高の状況では、前年度より 1 億 1,687 万 6,000 円減の 18 億 4,501 万 2,000 円となります。減少の主な要因は、財政調整基金から 1 億 168 万 5,000 円の繰り入れによるものとなります。地方債現在高の状況は、前年度より 2 億 2,358 万 9,000 円減の 38 億 4,255 万円となります。財政指標の状況では、財政力指数が 0.183、経常収支比率が 91.3%、実質公債費比率が 12%、将来負担比率が 5.6% となります。

国民健康保険特別会計では、歳入決算額 4 億 9,251 万 3,000 円、歳出決算額 4 億 6,073 万 6,000 円、差し引き 3,177 万 7,000 円が次年度へ繰り越しとなります。基金現在高の状況では、1,109 万 3,000 円となります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 4,418 万 1,000 円、歳出決算額 4,346 万円、差し引き 72 万 1,000 円が次年度へ繰り越しとなります。

介護保険特別会計では、歳入決算額 3 億 5,470 万 5,000 円、歳出決算額 3 億 4,125 万 7,000 円、差し引き 1,344 万 8,000 円が次年度へ繰り越しとなります。基金現在高の状況では、382 万円となります。

簡易水道事業特別会計では、歳入決算額 2 億 759 万 3,000 円、歳出決算額 2 億 709 万 1,000 円、差し引き 50 万 2,000 円が次年度へ繰り越しとなります。地方債現在高の状況では、前年度より 1,848 万 9,000 円増の 5 億 4,333 万 2,000 円となります。

集落排水事業特別会計では、歳入決算額 2 億 5,853 万 6,000 円、歳出決算額 2 億 5,823 万 5,000 円、差し引き 30 万 1,000 円が次年度へ繰り越しとなります。地方債現在高の状況では、前年度より 877 万 7,000 円増の 6 億 5,985 万 8,000 円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出をいただいております壮瞥町各会計歳入歳出決

算及び基金の運用状況に関する審査意見書並びに別途配付しております平成 29 年度決算に係る主要事業一覧、主要政策の成果概要につきましては、後ほどご照覧ください。

報告第 5 号 出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号に規定されている町が出資する法人につきましては、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。それぞれの法人の事業年度が終了いたしましたので、関係書類を提出し、報告するものであります。

最初に、有限会社オロフレリゾートについて。平成 13 年 9 月 12 日に会社が設立され、平成 16 年 12 月 17 日から指定管理者としてスキー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。平成 29 年度は、夏季において施設及びキャンプ場で 490 人の利用がありました。このほか夏場の利用拡大として地域の農業者のご協力のもと大阪、兵庫などの修学旅行の農家民泊事業に取り組み、7 校、261 名の高校生を受け入れております。冬季のスキー場運営は、降雪不足に加え、降雨による休業が発生するなど厳しい状況となっておりますが、営業日数は 12 月 22 日から 3 月 11 日までの 74 日間で、リフト輸送人員は 5 万 9,566 人、対前年度比 94.7%、リフト収入においては 679 万円で対前年度比 91.8% となっており、当期利益は 40 万 8,000 円余りとなっております。なお、30 年度の事業計画と予算の部分につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

次に、有限会社社警町リサイクルシステムについて。堆肥製造供給施設の運営会社として平成 17 年 2 月 8 日に設立をされております。今期の堆肥原料、副資材受け入れは、町が定める計画量 3,250 トンに対し 1,895 トン、達成率 58%、販売量につきましては、計画量 2,500 立方メートルに対して 1,149 立方メートル、達成率にして 46%で、全量がそうべつの恵であります。販売金額では、町の歳入予算 969 万円に対して実績で 605 万 3,345 円となっております。委託料の収支につきましては、予算額 2,460 万円に対して決算額 2,289 万 7,000 円で、執行率は 93.1%となっております。また、当期利益として 127 万 3,000 円ほどを計上しております。こちらも平成 30 年度の事業計画と予算の部分につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により 9 月 8 日から 9 月 9 日までの 2 日間休会にいたしたいと思っております。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月9日までの2日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月10日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮警町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成30年9月10日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第45号 壮警町表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 5 議案第46号 壮警町役場出張所設置条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第 6 議案第47号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 7 議案第48号 壮警町企業立地促進条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 8 議案第49号 平成30年度壮警町一般会計補正予算（第6号）
について
- 日程第 9 議案第50号 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計補正予
算（第1号）について
- 日程第10 議案第51号 平成30年度壮警町介護保険特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第11 議案第52号 平成30年度壮警町集落排水事業特別会計補正予
算（第1号）について
- 日程第12 議案第53号 平成29年度壮警町各会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第13 報告第 5号 出資法人の経営状況について
- 日程第14 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実
・強化を求める意見書
- 日程第15 議員の派遣について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計	管理者				
		小松	正	明	君
税務	会計課長				
総務	課長（兼）	作田	宏	明	君
総務	課参事	上名	正	樹	君
住民	福祉課長	庵		匡	君
住民	福祉課参事	阿部	正	一	君
経済	建設課長	工藤	正	彦	君
経済	建設課				
		齊藤	英	俊	君
参事	（兼）				
生涯	学習課長	齋藤	誠	士	君
選管	書記長（兼）	作田	宏	明	君
農委	事務局長（兼）	齊藤	英	俊	君
監委	事務局長（兼）	小林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長（兼）	小林	一	也	君
-----	------	----	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
8番 長内伸一君 1番 佐藤 恣君
を指名いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、発言を許します。
4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 9月6日早朝に発生した胆振東部地震により被災、それから被害を受けられた方、またさらに運悪く犠牲になられた方には心からお見舞いを申し上げますところでございます。被災地の一日も早い復興を願うところです。

私高年齢者の雇用対策についてを質問させていただきます。質問要旨といたしまして、これまで町内には高年齢者の就業機会の確保のために民間設立による高齢者事業団が設置され、運営されておりましたが、本年になってこの事業団が解散し、その後の雇用対策としてハローワークと連携した壮警町無料職業紹介所が設置され、社会福祉協議会が事務を取り扱っておりますが、高年齢者の雇用の実態と雇用対策について伺いたい。

1点目、壮警町無料職業紹介所の実績と高年齢者の雇用の状況は。

2点目、現状の職業紹介のあり方に問題はないか。

3点目、高年齢者に特化した雇用対策を進める考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私のほうからもご答弁申し上げる前に、このたびの胆振東部地震において犠牲になられた方、そして被災をされた多くの皆さん方に、亡くなられた方にはご冥福をお祈りし、また被災を受けられた方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます次第であります。早期の復興復旧に向けて、我々もご支援いたしますので、復興していた

だくよう心からご祈念を申し上げます次第でございます。

それでは、ご答弁申し上げます。4番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。本町では、本年3月末で壮瞥町高齢者事業団が解散したことを受けて、就労意思をお持ちの高齢者等に対し、就業機会を確保、提供できる環境を維持するため、社会福祉協議会が事業主体となって、求人と求職のマッチングを行う無料職業紹介事業を本年4月より開始しているところです。

1点目の無料職業紹介事業の実績についてですが、本年8月の段階で15事業者から35件、72名以上の求人があり、それに対して求人登録者は5人、採用された方が5人という実績であります。

次に、2点目の現状の職業紹介のあり方に関する問題についてですが、本制度の運用については社会福祉協議会担当職員がホームページや町広報等での周知を励行し、求人、求職双方について適切に事務を執行していると評価しておりますが、多くの求人があったにもかかわらず求職者数が伸び悩んでいるのが現状であります。この要因としましては、事業が始まったばかりということもあり、町民の皆様はまだ十分に浸透していないと思われることなどが挙げられますが、それ以外にも高齢者事業団の受託業務の約4割を占めていた町からの発注業務について庁内で多角的に再検討した結果、無料職業紹介所を経由して町が雇用するよりも従前どおり請負事業として委託契約するほうが適当という判断に至り、多くの業務の求人登録を見送ったことも大きな要因と考えております。

なお、これらの業務については、従前高齢者事業団に登録し、業務を行っていた高齢者の皆様の就業機会や収入の維持を図ることなどを目的として、業務を請け負われる皆様と直接委託契約して執行しておりますことを申し添えます。

次に、3点目の高齢者に特化した雇用対策についてですが、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、健康の維持増進の重要性は、今後もますます増していくものも予想しておりますので、現行の法制化において実現可能で、かつ高齢者事業団のように請負業務や派遣業務及び関係する調整作業や事務を適切に執行できる受け皿組織や人材の確保に向けて、継続して模索、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） それでは、再質問に入ります。

1点目の答弁についての確認ですが、15事業者から35件、72名の求人に対し、求職登録者数が5名おり、採用は5名ということですが、この採用がまとまった事業所数は1事業所という認識なのか。また、この採用された方の年齢階層についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ご質問2点ございましたが、1点目の1事業所かというご質問ですが、こちらは3事業

所になります。3事業所で5名の採用ということになります。

それから、5名の方の年代でございますが、5名中4名が60代、65歳以上の60代、それから残りお一人が70代という状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 3事業所が出ているということなのですから、求人というか、職につかれた方については私の調べでは確かに5名なのですから、その事業所は私の認識では1事業所ということだったのですが、これは3事業所にその5名の方が採用されたという内訳と申しますか、その事業所の内訳、1事業所当たり何名ずつ行ったということなのか説明願います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

具体的に申し上げても問題ないかと思っておりますので、3事業所につきましては1つは町の教育委員会です。それから、もう一つは、昭和新山の自然公園財団、それからもう一つは町内の農業者のほうで雇用されています。以上の3事業所でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 了解いたしました。

そうしますと、残りの12事業者で求人も67名の不足が生じていることになると思いますが、これは求人の実績と申しますか、これについては1事業所が複数回の募集を行ったケースはあるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

町のお知らせのほうに5月からですか、毎月求人の状況を掲載しています。その中に複数回、5月と6月と7月とか、そういう複数月にわたって広報掲載をしている事業者さんがございます。ただ、先ほど申し上げました15事業所、72名以上という数字については、これは延べではなくて実数です。実際にそれだけの数の事業者さんが求人を登録されて、中には採用を続けるということで何月かにまたがって掲載をしている事例もあると、そういう状況でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 人口の多い町場で行うハローワーク事業でも求人ニーズと求職ニーズと申しますか、なかなかマッチングが難しいという実態があると思っております。ましてやこういう壮瞥の田舎でございますので、定住人口も少なく求職者の数が少ない、これはもちろん当初から予想されていたことだと思っております。町側は、当初から想定した範囲内、この程度の求人、求職の実態があるという認識を持っておられたかどうか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

予想していたかということでございますが、昨今の雇用情勢を見ますと、なかなか雇用しても人が集まらないというのは、当町だけではなくて全国的な動向なのだろうというふうに思います。そういう観点も踏まえた上で、求人に関してはそれまでのハローワークの状況なんかも見ていたのですが、そこには余り見られなかったような求人も実は多くあって、そういう意味では別の視点、雇用対策という視点から見たときに町内の人手不足というのが非常に想定以上に深刻化しているのだなということを認識をしたところでございます。

逆に求職数でございますが、先ほど申し上げたとおり町の事業をちょっとよけたということもあって、あるいは初年度ということで浸透もないということもあって、ある程度多くはないだろうというような予測はしていましたが、もうちょっとできれば求職についてはふえていただけたらというような期待をしていたところではございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 実態については了解いたしました。

それで、2点目に移りますけれども、現状の職業紹介のあり方の問題点についてですけれども、求職者が伸びないのは事業が始まって間もないと。それと、この事業の趣旨が余り浸透していない。それと、旧高齢者事業団の受託業務の4割が町からの発注で、この分を紹介所を経由せずに直接委託契約をしたことによって、町では求人登録を見送った件数があったと。さらに、個人についても求職登録を見送っている実態があるということだと思っておりますが、自分にはそう思えません。

そもそも職業紹介事業の趣旨というのは、幅広い高齢者の就業ニーズに合っていないことが一因にあるのではないかと考えております。当然経済的な事情から継続的就労を希望される方もいると思います。そのような方には、今回のような職業紹介所や通常のハローワークが大きな役割を果たしているのではないかと考えております。しかし、高齢者事業団やシルバー人材センターなどの組織が本来果たしている役割として、高齢により一般雇用がなじまない方、それと一般雇用を望まない方で、さらに働く意欲があつて、自分の経験と能力を生かして臨時的かつ短期的な就業など身近に働く機会を得ながら地域貢献、さらに社会参加を希望している方もおまして、また求人側としても高齢化が進んだことで個人住宅の庭の手入れ、それから庭木の管理ですか、こういう作業を必要とする方も多くおられると思います。ただ、それらの作業を委託するために現状の職業紹介所を利用する、登録して利用するというのは余りにも大げさ過ぎるだろうと。そういうこともあって細かい就業ニーズ、それと求人ニーズには対応していないことが根底にあるのではないかとと思いますが、それについて認識はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

繰り返しになりますが、町側のほうの認識としては、やはり制度がスタートしてまだ数カ月というところで浸透していないと。そうではないというご指摘ではございましたが、それは少なからずあるのだろうというふうに思っています。

それから、時間的な準備の問題もあって、事業の開始が4月から、実質周知を始めたのが4月中下旬ぐらいからという状況でございまして、一般的に通年の就業であれば普通は4月からスタートしますので、本来はそれが3月とか2月に行われていなければならない状況だったものが準備の関係もあって今年度はおくれたということもあり、それも一部の要因にあるかなというふうには考えております。

ただ、議員のご指摘もごもっともだというふうにも思っておりまして、従前の高齢者事業団を含めて一般的にシルバー人材事業と言われるものについては、3つの形態が実はございます。1つは請負です。いろんな業務を請け負って、いろんな人を短期的かつ臨時的に雇用して送ると。それから、派遣、昭和新山の駐車場のようなスタイル、それと職業紹介というマッチングをする、基本的に事業団が雇用するのではなく、登録するのではなくて職業を紹介してあげるという、そういう3つの形態がありますが、従前の高齢者事業団等は手前の最初の2つの請負、派遣が中心でした。今回やっているのは職業紹介ですから、そもそも形態が基本的に違います。かつ職業紹介の場合にはどうしても長期的な、1年はないにしても例えば数カ月の間ずっとだとか、そういう事業が中心になっているので、やはり今までの感覚で登録をして、あるいはそこで働いてということに対して二の足を踏まれた方も少なからずいらっしゃるのかなというふうに思います。ですから、そこでできる限り町としては近い状態にというふうには今も考えておりますけれども、そもそもそのところがニーズと若干違う方式での運営になっているということは認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これは認識ということですから、そういうこともあるのかなと。それは了解いたしました。

それで、町のほうで直接請負委託をしたといいますか、請負契約をした実績とその契約者数、この人数についてお知らせ願います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

申しわけございません。正確な数字ではないのですが、概要としてご説明をさせていた

できますが、業務は経済建設、それから住民福祉、総務課、教育委員会と多岐にわたっておりまして、内容的には公園の管理ですとか、あるいは水道の検針、保育所、児童クラブ等の用務員さん、それから草刈り等があります。業務名でいうと全部で大体10から20ぐらいになるのですが、一部グループとしてやられていたり、いろんな課の業務を兼任するような形でされている方もいらっしゃるの、ちょっとここでは正確な数字は出せませんが、おおむねそれぐらいの業務量というか、ということでご説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 業種については10から20業種程度、ただそれによって雇用された人数といいますか、その辺は把握しておられるかどうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

もちろん町から発注している業務でございますので、人数の把握は可能でございますけれども、大変申しわけないのですが、現在私のほうでは今数字を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 了解いたしました。

本来私の申し上げた部分が実は現状の職業紹介所ですと単純に求人希望の事業所と求職者の情報を単に取り次ぐだけのハローワークの出張所的な役割を担っているだろうと。ですから、求職者のニーズに細かく対応する体制までにはなっていないだろうと。当然これまでの高齢者事業団というのは、求職する側のニーズというか、そういうニーズのある人たちを取りまとめている団体ということもあるので、そういうことにはなっているのですが、ただ社会福祉協議会でとりあえずマッチングするということですが、求職者のニーズにはマッチングしていないといいますか、社会福祉協議会にその役割を求めるといえるのは問題があるというか、難しいのではないのかなという感じがしております。ですから、私は、本来この無料職業紹介所も町でというか、社会福祉協議会で行っているということについては余り好ましく思っていないというか、反対の立場を持っております。ただ、ハローワークが身近にあるという面での認識については評価するところでございますけれども、もともとは高齢者事業団の代替策といいますか、そういう形で出てきたということでございますので、余り好ましいことではないと思っておりますが、その辺についての町の認識があれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほども申し上げましたが、基本的に現在やっている無料職業紹介事業と、それから以前にありました高齢者事業団のその業務のタイプが違うというお話は、類型が違うという話は先ほど申し上げたとおりです。町としましては、類型はもちろん違うことは認識はしていた、もちろん理解はしているところではあります、昨年の状況からいうと何もせずにそのまま放置しておきましょうというわけにはいかないと。少なくとも何らかの雇用対策といいたいまいしょうか、そういったものが必要であろうという認識に立って、全く同じ事業は立ち上げられなかったとしても、せめて類似の事業を行うことで何らかの受け皿をつないでいこうと、そういう意図があって無料職業紹介事業を起こしているというところでございます。

この無料職業紹介事業につきましては、以前にも議員協議会の中でもお話をしておりますが、監督官庁のもとでかなり厳格な運営を求められる。要資格者も配置しなければなりませんし、相談室を別に設けたりとか、そういう厳しい制約がございます。では、町がこの無料職業紹介をするに当たって、その受け皿をどうしようかというふうに考えたときに、ある程度そういった厳しいルールの中で運営をできるだけ組織というか、受け皿というか、それが必要になってきたということが背景でございます。確かに社会福祉協議会さんの目的、趣旨と沿っているかと言われると、当然社会福祉協議会さんというのはそもそも地域福祉の推進役ですから、広い意味ではもちろん外れているということではないと思えます。ただ、これまでの社会福祉協議会さんがやってきた事業活動からすると、若干毛色が違っているところがありますので、違和感を感じられる方はいらっしゃるのかもしれませんが、話がちょっと行ったり来たりしますが、そういった社会福祉協議会さんのこれまでの経過は踏まえながらも、町側としてもしっかりと受け皿を確保せざるを得ないと、しなければならないという、そういう命題のもとに社協さんのご協力をいただいて事業を運営するに至ったという、そういう背景というか、事情もございまして、そこについてはご理解をいただきたいというふうに思います。もちろん最もふさわしい団体か否かと言われるれば、必ずしも活動の趣旨と若干色は違うところはあると思いますが、逆に言うとそれなりの受け皿も残念ながら町の中では見つけられなかったということもあるということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 答弁については理解できます。それらの経過を踏まえて3点目の答弁になっていったのかなということで考えております。要は高齢者事業団的な組織は必要で、そういう受け皿的な立ち上げについてはこれから研究していくという前向きな答弁だったと3点目については理解しておるところでございますので、それについてはまず実

現を期待しているということでございます。

ただ、私が今回高年齢者の就業対策について一般質問することになったそもそも原因というのは、事業団が解散すると、解散したことによって発生したと。何でこういう状態になってしまったのかという、これまでの経過も含めながら再質問進めていきたいと思いません。

私が事業団について正式に議会で取り上げたのが平成 28 年開催の第 3 回定例会の決算委員会の質疑だったのですが、そのときの内容として事業団が町の補助金の交付を受けて活動しており、27 年度決算で余剰金が発生したと。その分を次年度へ繰り越し処理するということがあったので、その団体の補助金交付は適正だったのかということが 1 点。それと、その当時の会長が亡くなられて、会長選任で事務局長が会長を兼任するという異常事態があって、これが組織運営上に問題ないかということを中心に心配して質疑したものでございます。そのときの答弁では、補助金は適正に処理されていると。会長と事務局長の兼任の件については、事業団の総会で意思決定がされていたものであり、当時会長の引き受け手がなかなか出なかったということで苦肉の策ということだと。しかし、会長職と事務局長職の役割は別物でありまして、いずれ正規な形にすべく町側からも話し合いをしていただくということでしたが、結局その対応がきちっとしたゆがみが解消されないままで、経過はわかりませんが、事業団が 29 年 2 月に開催した臨時総会で解散することが決定されてしまったと。最終的には本年 6 月 1 日に解散総会が開かれて、最終解散が行われたという経過になっているようでございます。その際に、まず組織のゆがみというか、その部分についての町側と事業団の話し合いは行われたどうかという部分について確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

事業団との協議があったかということでございますが、事業団のほうと町側から話をしております。ただ、状況を改めて確認して、やはり事務局長と会長を兼任せざるを得ない、なり手がいないという状況が改善されているわけではなかったもので、結果的にはそこで別の人を立てるといふわけにはいかなかったのだらうと思えます。ですから、話はしておりますけれども、やはり現状を踏まえると改善までは難しかったというのが話し合った状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 事業団の 28 年の総会に私も出席をさせていただいておりました。その中で役員改選のこともございましたけれども、前任者の方が体調が思わしくなく、やめられるということでもございました。その間事業団のほうも新会長さんの人選について、事務局長も含めていろいろと検討をされたというふう聞いております。その中で、先ほど森議員がおっしゃったとおり、なかなか会長さんを担っていただく方がおられないとい

うことでもございました。私もその場にいまして、これはいたし方ないかなというふうに感じました。ただし、やはり事務局長と会長は別々だと、別々の人が対応するのが望ましいことは、それはもう私自身も承知をしております。その時点で私のほうからこれはまずいので、やめてくれというお話はできませんでした。ということは、やはり事業団が今後も継続していくに当たっては、この場をしのぐのに事務局長の兼任もやむを得ないというふうに私が判断をいたしました。ですから、その後新たな方々がこの事業団に加盟をされて、そしていつか必ず改善をしていただける時期が来るというふうに思ったわけでありまして、そのときはこの役員改選の内容で決定をした内容についてそのまま私も気持ちの中におさめてまいった次第であります。今後余り長くない期間にそういったことは解消していただけるものかなというふうに期待をしていたところでもありますけれども、事業団のほうで解散をするというふうに通知をいただいたときには非常に残念な思いでありました。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） その解散ですけれども、解散の報告というのはいつ行われたかと。というのは、29年の2月の臨時総会で何か解散を議決されたようでもございますけれども、最終解散といえますか、正式な解散総会というのはことしに入ってから6月1日ですか、そこに行われているはずなのですが、解散の報告は町に正式にはいつあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

総会での場であったり、そういった形で口頭でのご報告、最終ではないにしても状況報告というのはいただいておりますけれども、最終的に公文書でいただいたのは、解散しますという報告をいただいたのは昨年10月の中旬ぐらいというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 解散の報告は、昨年29年の下旬ということですが、私も29年度いっぱい解散するということを伺っていたので、29年の下旬かなと。29年の下旬といえますか、年度の下旬です。ですから、30年の3月、ことしの3月ぐらいに報告あるのかなと。それが実は残務整理もあったということでしょうけれども、実質はことしの6月に解散総会、要するに意思決定はことしの6月1日に行われたようでもございます。ですから、本来であれば6月1日以降に正式に解散したという報告があってもよかったのかなという思いはございます。

それと関連していくわけでもございますけれども、これについて自分でも直接現場を確認したわけでもございませんけれども、私に匿名の情報が寄せられておまして、事業団の解散と同時に関係書類が廃棄処分をされたという情報も入っております。町にはこのような情報が入っているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

そのような話につきましては、事実か否かも含めて町側のほうとしては承知していないところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 情報はないと。ただ、解散と同時に書類廃棄が行われていたとすれば、これは第三者からいろいろな疑念を持たれるということにもなりかねないと思います。さらに、町からの補助金が交付されていた団体でもありますので、場合によっては確定申告の必要になるということも、そういう可能性もあると思うのですが、これについての町の考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

廃棄をされたというようなお話でございますが、それについては先ほど申し上げたとおり、町側のほうとして確認をした話ではございません。事業団さんへの補助金については、29年度は辞退をされておりますので、28年度まで町側のほうは平成10年から、設立から一貫して補助をしております。ただ、町側の事業団に対する補助というのは人件費補助でございまして、事務局の職員の給与といいたいまいしょうか、賃金といいたいまいしょうか、そこだけを対象に補助金のほうを交付しております。事業費に対しては出しておりません。毎年度事業報告をいただいておりますので、それに関しては毎年度精査をして、最終的に補助金の額を確定して交付をするという流れをしておりますので、補助金の執行に関しては、今までの経過を見る限り特に問題があったというふうには認識はしておりません。

また、本町の補助金の交付規則、あるいは補助金を交付するときに決定通知書というのをお渡しをしておりますが、その中には関係文書の保存義務等については実は記載というのか、言及をしております。なので、文書上だけでいえばそちらに関しては仮に廃棄をされたとしても、町側のほうとして直ちにそれが問題であるということは指摘できるような、今そういったルールというのか、そういう規定にはなっておりません。ただ、今後に関しましては、今ご指摘もいただいておりますので、今後どうしていくかというのは改めてまた庁内の中でも検討させていただきたいというふうを考えておりますので、一応本件に関しては町側の認識としては以上のような考えになるということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 補助金の交付手続ということになってくると思うのですが、その部分については今後検討すると。これはほかの補助事業についても言えると思うのですが、そういう町が補助金を交付している団体、それが人件費補助であっても事業全体についても若干関連もしてくると思いますので、補助金交付規則に事業を終えても何年かの保存の

義務化を求めると、そういうことをぜひ検討していただきたいと思います。

それで、最後のほうになりますけれども、私が今回一般質問をするに当たりまして近隣の市町の高齢者事業団、それとシルバー人材センターですか、伊達はシルバー人材センターになっておりますので、それらの関係者に大変お世話になりまして、貴重な情報をお聞きしてまいりました。今後の高齢者の雇用や福祉施策として、受け皿的な団体の必要性についてもそれらの団体の方から重要だよということはお聞きしてまいりまして、自分なりに理解を深めてまいりました。高齢化によって、どこのまちでも新規の入会者が減少傾向にあって、2点目の中でも申し上げましたが、地域的には庭木の管理ですとか余り大きくない仕事は十分にあると。ただ、それに対応できるだけの十分な会員の数が確保できていないということも問題点としてはあるようでございます。ただ、伊達のシルバーセンターの局長さんの話でございますけれども、会員が高齢化してきたと。これに伴って、会員の中には認知症が疑われる行動の見られる会員もいるということでございます。ですから、これからは健全な会員ですとか、職員が指導しながら就業できる場の確保も必要になってくるのではないかという意見もありました。ですから、就業内容がこれから高齢化に伴って屋外作業から屋内の軽作業、そういう職種といたしますか、就業職種の移行の検討も必要になってくるだろうというお話がございました。高齢者事業団の組織というのは、これまで就業希望の高齢者に果たしてきた役割は大きいもので、今後の高齢化時代の福祉政策では必要不可欠な組織だということもお聞きしてまいりました。ぜひ早急に前向きな研究を進めていただいて、時代に即した新組織が立ち上がることを期待して質問を終わりたいと思いますが、最後に今後どのような方向性を持って研究を進めていこうと考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 無料職業紹介事業をことし4月から実施をしておりましたけれども、求職者数が非常に少なかったということは事実であります。まだまだ町あるいは社協との連携を深めて、PRをもう少し充実させていって、高齢者の皆さんが本当に生きがいを感じながら働いて、そして生活が安定できるような、そういった事業にしていきたいということはもちろんでありますけれども、今森議員がおっしゃるように本当に町民の皆さんが身近に感じるような、そういった組織、これは人材も含めて確保も重要でありますので、そういったこともろもろのことをいろいろと研究しながら、今後町民の皆さん、あるいは高齢者の皆さん、そして事業を求める方々のニーズに応えられるような組織を今後研究していきたいというふうに思っております。

高齢者事業団も約20年間にわたって事業を進めていただいて、今私の手元にある資料ですと加盟者が大体35名の方が加盟していらっしゃったというふうに認識をしております。ですから、そういった仕事を求めている高齢者の皆さんがおられるということは事実でありますので、そういった今後ニーズに応えられるような組織づくりに研究をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたしま

す。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第44号

○議長（松本 勉君） 日程第3、議案第44号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第45号

○議長（松本 勉君） 日程第4、議案第45号 壮警町表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 議長のお許しをいただければ、関連質問したいと思いますけれども。

○議長（松本 勉君） どのような。

○1番（佐藤 恣君） 内容ですか。どのようなということは。

○議長（松本 勉君） ですから、どのような関連。

○1番（佐藤 恣君） スポーツ大会等の栄誉をたたえての件と、それと在住50年以上の2件です。

○議長（松本 勉君） 了解しました。どうぞ。

○1番（佐藤 恣君） それでは、お許しをいただきましたので、質問したいと思います。

議会の同意事項ではありませんが、例年スポーツ大会等で優秀な成績をおさめた皆さんに栄誉をたたえての表彰を行っておりますけれども、30年度はこの表彰はあるか、ないか、この点を最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

審議会が先立って行われましたが、そのときには栄誉をたたえての部分では表彰対象者がいませんでした。ただ、その後そういう対象者があるという形で上がってくるような形では聞いております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。

2点目、これも議会の同意事項ではありませんけれども、壮警町の表彰条例の施行規則第8条第2項で、もう既に皆さんご承知のとおり、本町の住民として11月1日現在で50年以上在住し、年齢70歳以上に達した者という規定で感謝状の贈呈が規定され、別に配付されたところで私は承知しております。そして、平成30年3月29日付の第5次壮警町行政改革実施計画、また広報そうべつ5月号の4ページから5ページにわたって第5次行政改革実施計画を公表しております。この制度について30年度に検討、31年度に廃止としていますが、この検討は現在どの程度なされているのかということについて確認、そしてまた私は30年の第1回定例会でこの制度について一般質問を質疑を交わしました。町長から現制度廃止についての考え方が示されましたけれども、その考え方は今も同じ考えを持っているかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、行革についての検討手法でございますが、さきに7月24日、平成30年度壮警町表彰審議会で審議がありました。そのときに議案事項ではありませんが、表彰審議会の委員の皆様には感謝状の関係について行革で廃止と、31年度廃止という形ではお話ししたところでございます。その中で委員さんからの意見も承りたいという形で事務局のほうからお話しさせていただいたところ、出欠のはがきだけなのかというご質問があり、当然今のところはそうです。ただ、やっぱり高齢者の方ですので、ここに来るすべが、人数が少ないというのはわかるけれども、そういう手段を、手法を確認してすべきではないかという形で委員さんからご意見いただいたところでございます。それを受けて、庁内というか、担当部局としては、今年度の表彰式の出欠のご案内の中に送迎が必要かどうかと、送迎が要るのだったらうちはお迎えに上がりますよという形で出そうと今現在検討しているところでございます。また、それを受けて、それでも例えば来れないと、来ないと、出席人数が向上しないのであれば、また委員として表彰審議会の委員さんはそれを受けて再度検討してもいいのではないかという形でご意見をいただいたところでございますので、今年度その結果を踏まえて、31年度は廃止と第5次行革では言っていますけれども、表彰審議会の委員さんのご意見も踏まえて、再度決定をしていきたいなというふうには考えてございます。

また、町長の意見という、議会の答弁というのが私も認識がどういふ答弁したかというのは手元にございませぬので、ちょっとその辺がお答えできないのですけれども、ご了解願えればというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 町長は、このように答弁されているのです。永年壮警に住んでこられたご尽力いただいた方々への表彰と認識していると。表彰を受ける方がこの表彰をどのように考えを持って受けているか、また毎年表彰式に出席する方が少ないことも廃止の理由の一つ。本当にいただきたいと考えているのか、このことから廃止してもよいのではないかという、これは長い答弁の中を要約するとこのようなことを答弁されているのです。その考え方、今も変わりがないかどうかを確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 佐藤議員が今ご質問のように、永年在住功労者の感謝状の件につきましては、第5次の行革の中で廃止の方向に向けて検討してきたわけであります。今総務課長のほうから表彰審議会の意見もありましたけれども、その意見も踏まえながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 壮警町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第46号

○議長（松本 勉君） 日程第5、議案第46号 壮警町役場出張所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 壮警町役場出張所のこれは久保内の出張所というふうに理解をしておりますが、その廃止という形で条例化されるということなのですが、実はこれは久保内地域、いわゆる東部地域の住民等への説明会が予定されておりましたけれども、台風の

影響で中止せざるを得なかったというふうに認識をしております。この出張所自体は、人口も減ってきたということもあるのですが、利用する方が減少してきている。また、役場等への車等をお持ちでない方が手続等をする上で、コミュニティータクシー等も利用されているという実態も踏まえて、財政的な部分も含めて出張所を廃止するという一方で、これは私もやむを得ないと理解をしておりますが、要は地域住民への説明の機会を今後どのように捉えていくのか。これは、久保内出張所として長くその地域の中で住民に対する対応として利用されてきた機能でもあります。そういう部分では十分地域の人に理解をしていただく必要があるのかと思っておりますが、今後どのように住民への理解を得る機会を持たれるのか、その辺についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

副議長からお話ございましたとおり、予定しておりました説明会については、台風ということもあって、中止ではなくて延期という形になっております。現状では、18日の夜に再度仕切り直して説明会を予定しているということと、当初からこの定例会で可決をいただければ、10月1日の広報ないしはお知らせのほうに掲載をして、住民の方にも周知をすると。それから、一応今の予定ですが、大体直近1年間でどのような方がご利用されたかというのは把握はできておりますので、はがき等で通知をするということも今検討しているところです。それから、利用者の中で数名の方がいろいろ手続があって毎月のようにお越しになられている方もいらっしゃいます。その方には、はがきというよりは直接こういうふうに切りかわりますということは説明して、住民の皆さんが来たら閉まっていたと、知らなかったわということができるだけないように、そこは丁寧にご説明をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私実は3点お聞きしたいなと思っておりますので、今長内議員から地域の説明会のことについて質問がありましたので、2点について質問したいと思います。

この久保内の出張所の廃止については、長年の間取り上げてきてなかなか実現しなかったけれども、第5次の行政改革推進計画の中で廃止しますよと、年度中に廃止しますよという言葉が出ておりました。そこで、いろいろと推進計画を見ても、また町からの広報を見ても、広報の中で使っている言葉を見ても、やはり地域住民の方は理解できない面があるのでないか。というのは何かというと、現状の利用実態を踏まえてという言葉使っているのです。それから、今度の提案説明の中では、近年の人口減少や出張所の利用実態を勘案した上でという言葉を使っております。そこで、住民の皆さん、地域の皆さんが実態を理解してもらうことによって、これはやむを得ないなということに結びつけるためにもこの席で利用の実態、それについて説明願いたいことと、またこれは行革の一環として取り

上げるものですから、この出張所を廃止することによってどの程度の財政的な負担と申しますか、軽減になるのか、そういうこともやはりこの席で説明いただいたほうが私はいいのではないかとということで1点目の質問といたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、利用実態、近年の利用実態ということでございますが、29年度に関しましては、取り扱いの件数が334件でございました。5年前で、平成25年で528件、それからさらにずっとさかのぼって平成9年、ちょうど行革で取り上げられ始めたころですが、そのころで大体1,591件ですから、20年間の中で取り扱いが5分の1ぐらいまで落ちているというのが現状でございます。

それから、先ほどおおむね直近1年で利用されている方は把握できているというふうに申し上げましたが、人数ベースでいいますと、5月、6月ぐらいの段階の数字ではありませんが、その手前からの1年間の中で利用された方、実利用人数が44名で、恒常的に利用されている方は3名という状況でございます。

それから、財政負担に関してですが、こちらを運営するに当たって現在は嘱託職員を1名配置しております。その人件費等がおおむね200万で、当然閉鎖すればそこには置きませんので、その分が直接的な財政負担の軽減になるというような計算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今の説明で利用状況と申しますか、活用状況については理解できました。

そこで、第2次の行革から始まって約20年間、長い間かかってやっとこれが実現できることに私は町行政担当者といいますが、町の行政を評価したいと思うのですけれども、振り返ってみますとこの出張所は、昭和26年、戦後間もない12月28日に開所しているのです。そして、そのときの壮警町の人口は、これは27年ですけれども、26年に開所しているのですけれども、27年の人口を調べてみますと8,094名でした。そして、俗に東部地区という言葉をよく使うのですけれども、久保内だとか蟠溪だとか幸内、弁景、そしてその当時は奥のほうに黄溪地区がありました。その人口は約4,300名いらっしゃったのです。ですから、割合でいうと53%の方がこの地域に住んでいたものですから、やはりその当時としてはこの住民の皆さんに利便性だとかいろいろな面で貢献したことは、大きく評価してよろしいと思います。けれども、7日の日の提案説明の中に人口の減少という言葉がありました。そういうことも考慮したのだということですが、現在この出張所が開設されて67年経過して、壮警町の人口もつい先日9月1日配布の広報そうべつの人口の動き見ますと2,541名でしたか、そのような数字が載っております。そういうことからしても私はこの出張所をなくしても、先ほど説明のあったようにいろんな配慮をしながらやっ

ていただくと、これは町民の皆さんに、地域の皆さんに理解されるのではないかと、そんな気がしてなりません。

そこで、このように第2次行革に上げて20年もかかった。それにはどんな要因といえますか、かかった要因を行政としてどのように判断している、考えているか、もしも考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

20年かかったということについてということでございますが、何よりもやはり公共施設でございますから、当然住民の理解があつての閉鎖であつたりということになるのだらうと思います。それが当時は当然先ほど申し上げたとおり取り扱い件数も今よりはずっと多かつたわけですし、イコールそれは重要性が今よりももっと高かつたということがあつて、ニーズがあつてと、必要とされている施設、その必要度が今ももちろんありますけれども、昔はもっともっと高かつたのだらうということがありますので、それを住民の合意のないままに押し切ってしまうというのは、行政としていかがかという判断もあつたのだらうと思います。

また、先ほどの副議長のお話にもありましたが、当時とはやはり環境が変わつたというか、コミュニティータクシーですとかそういったものも運行して、仮にその施設がなくなつたとしてもサービスを受けられる手段が以前よりも厚くなつたというか、そういうような環境の変化が出てきたので、説明会はもちろんまだではございますが、ある程度理解をいただけるだらうという、そういう判断にやっと至つて、今回この閉鎖ということの提案をさせていただいているという次第でございます。

今後先ほどご答弁したとおり説明はしてまいります、その中には現在例えば税や使用料を納める施設として使われたり、あるいは証明書の発行であつたり、生活保護費を受給されている方もいます。そういった手続がどのように変わつて、どういうふうによれば変わつてできるようになるということもあわせて住民の皆さんには説明してまいりたいと思いますので、そこも先ほどの答弁にあわせてつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号 壮警町役場出張所設置条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 47 号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 48 号 壮警町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） このたび壮警町企業立地促進条例の一部を改正するという事で提案されたわけでありましてけれども、まず見解をお伺いしたいと思うのですが、この条例の名前が壮警町企業立地促進条例となっております。この立地という意味です。よく企業誘致というような言われ方をする場合もありますけれども、これは従前から立地という名前で条例が制定されているとは理解はしておりますが、立地と誘致の違いはどのように違うというふうにご見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、この企業立地という条例の名前でございますが、ご存じのとおり従前からこの条例名で運用しているものでございまして、多くの他市町村の事例を調べましてもこの立地という言葉を活用しているという状況でございます。厳密にその言葉を選別するような定義の部分は、今ご説明できる内容はちょっと持ち合わせておりませんが、まず町内に業を起こしていただくというような意味合いでこの立地という言葉を使っているという認識をしておりますので、当然今回そういった誘致という名前も一度考えの中にもありましたけれども、殊さらそれを今改正する必要はないのではないかとということでこの条例の名前としております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 呼び方というのですか、立地という部分が、今答弁がありましたけれども、当然町内にある既存の事業所なり、もしくは町民なりという部分の企業化していくという部分も視野に入れて、誘致というとどちらかという町外から企業等を受け入れるという形に捉える部分が多いのかな、そういう意味では少し広く考えられているのかなと今答弁を聞いて思ったわけでありましてけれども、この立地促進条例ができた背景は、多分立地という言葉を使う理由があったのかなと実は私も思っております、それから長い期間がたって今回改正されたということなのですけれども、先ほどの議論にもありましたけれども、壮瞥町の人口が非常に減ってきていると。特に若い世代の要するに生産世代の人口がなかなか伸びてこないと。それによって当然子供さんも少ないですし、そういう意味では学校の統合等も矢継ぎ早に起きているというような状況も踏まえて、やはり生産人口をどうふやしていくかというのは大きな課題であるのかなと思ったときに、むしろこの条例の改正も含めてそれをPRして、この地域に合った企業誘致のあり方という部分を広く考える必要があるのかなという趣旨で質問させていただきました。

その上で、2点ほどちょっとお伺いしたいのですが、町の財政状況も含めて改正されたということは理解できるわけですが、新たに加わったものの中で雇用助成金という部分がございます。これは、固定資産税の減免等が5年を3年に短縮したということなのですが、この雇用助成金は当該施設等の操業を開始した日から1年を経過している日において雇用している町内に在住する常用従業員の数に基づき交付するというので、事業を起こしてから1年を経過して、そのときに町内に住んでいる従業員に対して1人30万円交付するということなのですが、これは1年限りというふうに理解をするわけですが、固定資産税の減免が3年ということがあるのですが、当然事業を起こしてすぐ経営が安定するということはなかなか考えづらいのだろうし、そういう意味でいうと、企業の規模にもよるとは思うのですが、安定するには一定の年数が必要だろうと。ですから、固定資産税も3年間減免すると思うのですが、従業員に対する部分もそういう部分でいうとあ

る程度のそういう期間は必要でないのかなと思うのですが、この辺についての例えば3年なら3年間で、一度その助成を受けた人が2年、3年と受けるという意味ではなくて、新たにふえた場合にも対応できるような部分の中で期限設定を1年を3年という部分では検討されなかったのかどうか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

以前この条例改正案についてご説明した後に、またさまざまな検討を加えまして、やはり事業開始時に町内在住者をそろえるというのはなかなか困難な状況もあり得るだろうと。例えば住宅事情の問題で町内在住がかなわないとか、あるいはいろんな事業展開の中で雇用がおくれる場合も想定いたしまして、この1年間で限度というものを税の免除の3年間に合わせまして、この3年間のうちに1年以上雇用された場合に、これは1度限りという部分はそのままでございますが、3年間は猶予を見て、その中で町内雇用者が1年以上の雇用を確認できましたら、1人当たり30万円を助成しようというふうに変えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） この条例の文面の中ではなかなかそこまで読み取れないということなのですが、今答弁のあったとおり、3年間で町内在住の雇用数に応じて助成金を支給するというふうに捉えていいということで確認したいと思います。まだ続きます。あわせて答弁いただければなと思います。

それと、この条例は一つのそういう情報もあって、そういう可能性のある企業等も含めて改正されているのかなとは思いますが、ある面でいうとそういう部分では期待をするところもあるわけですが、現状として雇用助成金だけでなかなか解決できない。今答弁の中にもありましたけれども、住宅が手当てできるかどうかという課題もあると思うのです。要するに町内に在住するということですから、そういう意味では住むところ等が確保されないと、なかなかそれは難しい話にもなるわけです。企業の規模によって、その企業の力によって企業の従業員の住宅を確保して、企業がです、確保してという部分はこれはいいとしても、なかなかそうやれる企業も決して多くはないのだろうといったときに、そういう部分も含めていろんな対応が今後必要になってくるのかなと思っております。この辺についての検討という部分を十分する必要があるのかなと思っておりますけれども、今後企業立地促進条例等の部分の中で複合的な対策という部分を今後検討するお考えがあるかどうかということもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1つ目のご質問で認識をもう一度再確認、条例の中身を再確認させていただきますが、条例の第8条の3項におきまして今の雇用助成の内容の期間を明らかにしております。操業を開始した日から3年以内の期間で1年以上雇用している町内に居住する常用従

業員1名につき1回限りの交付ということになりますので、例えば3年間毎年町内在住者の雇用者を確認して、その人数掛ける30万円というわけではなく、その毎年々確認をいたしまして、町内在住者を1年以上雇用していると確認された場合にその方に対して1人当たり30万円交付、つまりその方が2年目、3年目にいても60万円、90万円ということにはならないと。1名につきあくまでも1回限りの助成ということでございます。

それから、2点目のご質問でございますが、町内に起業があつて、雇用が生まれる中で、住居の問題というのは重要な問題になってくるかと思ひます。ご指摘のとおり、例えば単独で寮などを設置できるような企業なら住居確保というのは難しい問題ではないでしょうが、小規模の中小の規模にとっては大きなハードルになり得ると考えますので、こういった部分についてはこの企業立地に該当する企業に対してさまざまな支援を町がすることになっておりますので、他の町民に優先してということにできるかどうかはまだわかりませんが、さまざまな角度からその立地に対する支援を行っていくということで、総合的に考えて支援をしていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この企業立地促進条例の改正の部分はわかるのですが、この改正によって財政負担が当然発生すると思ひますし、それとこれによつての税収効果、プラス部分とマイナス部分あるのかなと思ひますが、その辺の財政効果といひますか、その辺をどのぐらいに想定されているかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、こういった企業に対する支援措置を講じるということにおいては、一定の財政負担が生じるということになってまいります。ただ、その後の例えば企業が立地した後の固定資産税でありますとか、あるいは人口がふえた場合の住民税の問題ですとか、そういったさまざまな収入、それから例えば固定資産税の収入、こういったものがその財政負担に増してよりメリットのある実入りがあるだろうということで、こういった改正に提案しているという状況でございますが、その細かい試算については、今どれぐらいの規模がどれぐらいの事業展開で入ってくるかということ、そういった細かなデータまでが確定していないということで、綿密な試算まではできておりませんが、こういった新たな財政負担等にまさる収入を期待してということで、こういった条例の改正案とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 具体的な数字というのは、多分なかなか出るものではないのかなと思ひますけれども、収支を計算して、要はプラスメリットがなければやる必要がない。プラスメリットが出てくるといひか、数字的にこの程度のプラス効果があるから、この事業はやってみる必要があるということの判断だと思ひるので、それでいけばやっぱりある程

度概算でもいいですから前向きな試算といたしますか、要はこの事業をやることによってこのような文学的な効果よりも数字的な効果があるかという部分についてお伺いしたいわけなのですけれども、その辺持っておりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

細かい数字の試算まではまだ至っておりませんが、例えば現在あります大手のホテル関係などの固定資産税、あるいは入湯税などを見ましても数千万単位の税収があるということで、そういった内容も鑑みまして、例えばここにありますとおり固定資産税の年間の上限額を2,000万と定めておりまして、当然これを超える税収についてはプラスになってくるということを想定しております。そのほかの税等について細かな試算等はしておりませんが、例えば固定資産税一つにしてもそういったメリットというのをある程度想定しているということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） この事業の改定によって、この事業の内容が全体的に後退したような印象を私は受けたのですけれども、その理由として大きいのは用地取得助成がなくなっているということです。あと、そのほかには最後のほうに壮警町起業化促進条例の適用を受けた施設には適用しないと改定されてありますが、この部分は以前は他の条例等の規定による助成、または町以外の機関からの助成を受けた施設には適用しないと、これは少し前進した内容になっているのかと思いますけれども、この辺はどのように考えておりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、今回の改正をご提案した背景といたしましては、近年アジアを中心としたインバウンドの入り込みの増加などによりまして、壮警町に対する投資意欲が高まってきているというような背景がございます。そういった中で、当然国内企業のみならず海外企業からの投資の相談もあるといったような状況でございます。こういった中で、確かに助成措置としては後退しているという内容になっておりますが、その旺盛な投資意欲の中で全てに以前までの条例で対応するのは非常に困難であると。町の財政事情等も考えまして困難であるという判断の中で、確かに後退という内容にはなりますが、そういう意味合いも含めましての改正ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 何点か実は質問用意してきたのですけれども、同僚議員質問したので、それは省いて、今用地取得助成についての廃止についてはという言葉がありましたけれども、私は今回の条例改正の中で一番評価していいのは、この用地取得助成の廃止で

ないかと考えているのです。といいますのは、例えばことしの第1回定例会の行政報告の中で、外国資本による事業の展開というのが報告されております。また、数年前に町内の私企業、これが海外資本の傘下に入ったとか、これからも海外からの進出が予想されると思うのです。けれども、現在の条例ではこのように書いております。用地取得助成は、助成決定業者が新設のために必要な土地を町が無償で貸し付けるものとするということです。そして、5年間実績が安定して、安定と認めるときは、前項の規定にかかわらず土地を無償で譲渡することができるということにしているのです。ですから、このことからしてもいつ撤退するかわからない外国資本の投資に町民の大切な貴重な財産である町有地を、土地を無償で譲渡するということは、私は避けるべきでないかということを考えております。そういう意味で今回の条例改正で今言ったところが除外されたといいますか、削除されたことを私は評価していいのでないかなと考えております。

そこで、実は先ほどの雇用助成金、これにしても私は1,500万円を限度とするというのは、ちょっと大きな数字でないかなと。1,500万というと、1人30万ですから50名です。ですから、私は30名程度、30名で900万で3年間ぐらいの援助があってもと考えていたのですけれども、先ほどの討議を聞いておりますと1,500万で3カ年とありましたので、これはいいとしても、質問したいのはこの条例を提案する背景として、現在町のほうに新しく既存施設を取得した新たに事業開始の話が、既存施設です。ですから、既存施設を利用して事業を始めたいというお話といいますか、業者からの話が現在あるのかどうか。またさらに、町内で事業を開始したいというような話が町に持ちかけられているのか。もしもあれば、企業名だとかそんなのは必要ありませんけれども、その内容についてあれば説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、町内に企業立地のお話をいただいているという部分におきましては、大手のホテル等の関係につきましては皆さんもご存じな部分あるかもしれませんが、2件の大手のホテルの進出が決定しているというようなことでございます。それから、もう一つは、町内の農業生産法人ですが、こちら1件投資についての相談を受けているということでございます。さらに、外資系の企業で町内の農地等を転用して、新たなリゾート系の施設を展開したいというような話が2件ほど来ておりまして、合計5件になります。それから、その中で既存施設を活用してというご質問の趣旨だと思いますが、1つ大手のホテルの立地につきましては、既存の施設を活用、それから先ほど申し上げました農業生産法人のほうにつきましても、町内の既存の施設を活用して加工場等の展開をしたいというような相談を受けているということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 壮瞥町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 49 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。一般 3 ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般 4 ページ。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 農林水産業、農業費の農地費について伺いたいと思います。

まず、7 日の予算説明では、29 年度に実施した町道滝之町下立香線沿いの用排水補修工事で水田への導水管に不都合が判明したことによる改修経費の補正という説明がありましたけれども、29 年度に実施した工事名と請負金額、また工事期間、そして不都合が生じたというのは設計上のミスか、または施工上のミスか、さらに検定のミスか、どのような形でこの不都合が生じたか、その原因について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

今おっしゃられました 29 年度の事業名、それから事業費、工期等については、済みません、今手元に持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

それから、今回の内容につきまして具体的に申し上げますと、用水路から町道の下を横断しまして水田のほうにいつている導水管、こちらのほうなのですけれども、こちらのほう用水路の改修工事に伴いまして若干入り口の部分の形状を変更しております。その形状が変更したせいかどうかというのは明らかになっておりませんが、実態といたしましてはこれまでの水の量のほぼ 4 分の 1 程度の水しか流れていかないというような状況に陥って

しまったということでございます。こうしますと、水田を使っている農家からしては非常に水を入れる時間がかかり、さらにその下で水を使う農家には一定期間水が入れない期間も生じるなどの不都合がありまして、こういった改修工事が必要になったということでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ですから、そのような不都合が生じたのは設計上のミスか、施工上のミスか、それはどうなのですか。設計上のミスとして解釈していいのですか。

それと、29年度に2つの事業をやっている、決算書によると。それは、農業基盤整備促進事業で、端数は除きますけれども、約680万円の事業、そして同じく繰越明許費で399万の事業をしているのです。この事業のどちらかになると思うのですけれども、ですからこういう不都合が生じたのはどこに原因があるかということをやはり私はきちっとした形で答弁願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

状況としましては、先ほど齊藤参事が話をしたとおりでございます。済みません、その事業を繰り越してやっていたかどうか、去年の事業につきましてはちょっと後でまた確認させてもらえればと思うのですが、実際そういう事象が起きまして、現場を確認したのですが、そういう事実がありまして、その水が流れるように改善も試みたのですが、それでもうまく入らないという状況でして、原因につきましてはいろいろ考えたのですが、どこにその原因があるかというのがちょっとわからない状況でして、設計上どこにミスがあったのかと言われると、実際設計をして、そういう施工をして、そういう状況ですので、設計上ミスがあったのかもしれないのですが、果たしてどうすればよかったのかというところをいろんな例を考えながら検討したのですが、修繕した用水路の面積が変わったり、大きさが変わったりですとか、U形のトラフだったのがVに変わったりですとか、それとのみ口の管が今までちょっと曲がっていたのが真っすぐ管につながっていたりとか、いろんな事象の中でそういう水が入っていかないという状況なのかなというふうに思っています。先ほど言ったとおり改善もちょっと試みて、板をはめる場所を変えたりですとか、実際使っている方とも協議をさせてもらったのですけれども、どうしても水がうまく入っていかないという状況でございます、どこにミスがあったかと言われると、実際そうってしまったので、設計どおりの施工はされていますから設計がうまくいっていなかったのかもしれないのですが、ただどこが悪かったかというのがちょっとわからない状況ではあります。改めてその水がうまくとれるような改修工事をしていきたいということで今回計上させてもらっているものでございます。

○議長（松本 勉君） ほかに4ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般5ページ。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 5 ページ、土木費の道路橋梁費について伺いたいと思います。

7 日の説明では、建部地区での雪の堆積場の確保のための整備に要する補正ということで、その他と合わせて 900 万ですか、手数料等を合わせて 900 万円の補正なのですからけれども、実はこの建部地区というと私も所属している自治会ですし、また自治会の皆さんにもいろいろな形で知らせることが必要だと思しますので、この整備内容、位置だとか整備内容について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

雪の堆積場所の整備の内容ということでよろしいかと思うのですが、これは建部地区でこれまで畑に雪を押し込んでいた場所があるのですが、その整備がなされまして、フェンスが設置されて雪の押し込みができなくなった場所がございます。これは民地なので、そういうことをさせてもらっていた場所ではあるのですがけれども、それで建部団地の上側のほうに町有地の部分がありまして、そこは今まで使っていなかったところなのですが、雪の堆積ができるように立木の処理ですとか、あと除雪の支障になる縁石の撤去ですとか地ならしをするものが 1 カ所と、同じく建部地区でもう一カ所ありまして、民地だった場所で住宅を取り壊して空き地になったところがありまして、そこもこれまで除雪には非常に支障になっていたところがございます。地権者の方と協議をして、雪を堆積してもいいということで、そういうことができるようになりましたので、そこでも除雪に支障になる縁石の撤去ですとか、ますの切り下げを行うものがございます。今回の冬期間前に整備をしたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） 私は、教育費の高等学校の搾汁機の部分について、老朽化しているので、80 万の追加ということで補正受けていますけれども、これはどんな活用内容で今現在至っているのか。また、この搾汁機について 80 万、今のものよりは高性能のもの、どのような機械を入れようとしているのか、その辺をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

高等学校の搾汁機ですが、平成 16 年に購入したものでございます。リンゴの量にもよるのですが、大体平均すると年間 160 本ぐらいのジュースを搾れるような機械を使っておりますが、回転する刃の摩耗が著しくて搾り切れないというような状態になっております。また、以前議会のほうからも、議員さんのほうからも質問がありましたが、搾りかすを押さえるろ布という布の部分、これの交換備品がないということで、今回新たに購入をするものでございます。性能的には 20%程度向上した、本数でいくと大体 20%程度の本数がふえるぐらいの機械ということで購入を予定しているものでございます。

以上です。

- 議長（松本 勉君） ほかに5ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） 続いて、歳入について、一般1ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） 次に、一般2ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、地方債補正について。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第49号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号 平成30年度壮警町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。
ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。
休憩 午後 0時01分
- 再開 午後 1時00分
- 議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど佐藤議員の質疑に対して後刻答弁することとなっておりますので、経済建設課参事から答弁を求めます。
経済建設課参事。
- 経済建設課参事（齊藤英俊君） 先ほど佐藤議員からのご質問で後刻答弁になっていたものについてご説明申し上げます。
29年度の工事名につきましては、町道滝之町下立香線沿い農業用排水路補修工ということで、修繕費用ということで支出をしております。請負代金額は399万6,000円で、工期は平成30年の1月24日から30年の3月29日までとなっております。
以上です。

◎議案第50号

○議長（松本 勉君） 日程第9、議案第50号 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（松本 勉君） 日程第10、議案第51号 平成30年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成30年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長（松本 勉君） 日程第11、議案第52号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（松本 勉君） 日程第11、議案第53号 平成29年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第53号につきましては、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において選考することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

議長において委員長に加藤正志君、副委員長に長内伸一君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に加藤正志君、副委員長に長内伸一君を選任することに決しました。

◎報告第5号

○議長（松本 勉君） 日程第13、報告第5号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第5号の報告を終結いたします。

◎意見案第1号

○議長（松本 勉君） 日程第14、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税を活用した地域特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること、また森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するために、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（松本 勉君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により9月11日から9月13日までの3日間休会にいたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月13日までの3日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月14日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成30年9月14日（金曜日） 午後 3時45分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第53号 平成29年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第54号並びに報告第6号について

日程第 4 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計	管理者				
		小松	正	明	君
税務	会計課長				
総務	課長（兼）	作田	宏	明	君
総務	課参事	上名	正	樹	君
住民	福祉課長	庵		匡	君
住民	福祉課参事	阿部	正	一	君
経済	建設課長	工藤	正	彦	君
経済	建設課				
		齊藤	英	俊	君
参事	（兼）				
生涯	学習課長	齋藤	誠	士	君
選管	書記長（兼）	作田	宏	明	君
農委	事務局長（兼）	齊藤	英	俊	君
監委	事務局長（兼）	小林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長（兼）	小林	一	也	君
-----	------	----	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午後 3時45分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
2番 菊地敏法君 3番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎議案第53号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第53号 平成29年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第53号については、9月10日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

加藤正志決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（加藤正志君） 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

平成30年9月10日開催の第3回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第53号 平成29年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを、9月11日から14日までのうち3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第53号を審査するための特別委員会を次のとおり開催いたしました。総務、経済常任委員会の2分科会による書類等の審査を9月11日から12日までの2日間、議案審議を9月14日の1日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第53号 平成29年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中での疑問点、問題点等について質疑の中で理事者及び担当課長、参事の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 53 号 平成 29 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、加藤正志。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり認定すべきものがあります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎議案第 54 号並びに報告第 6 号について

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 54 号並びに報告第 6 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 第 3 回定例会に追加提案いたします議件は、議案第 54 号の 1 件、報告第 6 号の 1 件、合計 2 件であります。

その提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要

するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 40 億 7,288 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 633 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 7,922 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 9 月 5 日となります。

台風 21 号の暴風雨により発生した災害対応分となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。106 ページです。歳出では、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で 422 万円の追加となります。町道関内蟠溪線ほか 18 路線の倒木処理や道路側溝の土砂上げ、路面整正等に要する経費計上となります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 125 万円の追加となります。東湖畔林道ほか 1 路線の倒木処理と幸内川農業取水施設の土砂上げに要する経費計上となります。

文教施設災害復旧費で 11 万 4,000 円の追加となります。壮警中学校多目的教室の窓枠等の損傷による修繕経費の計上となります。

その他公共施設・公用施設災害復旧費で 75 万円の追加となります。パークゴルフ場周辺の倒木等の処理に要する経費計上となります。

歳入では、地方交付税で 633 万 4,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

報告第 6 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算に基づく 4 つの財政健全化の指標の公表が義務づけられております。今定例議会において平成 29 年度の各会計決算が認定されたことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

平成 29 年度財政健全化審査意見書の総合意見の中では、書類等いずれも適正に作成されていると認められること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいているものであります。健全化判断比率につきましては、4 つの指標がありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率については赤字はありません。実質公債費比率は 12%、将来負担比率は 5.6%であります。

次に、平成 29 年度簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書と次の平成 29 年度集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書では、いずれも資金不足比率がゼロであること、算定の基礎となる書類はいずれも適正に処理されていると認められること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいているものであります。

表の中にありますとおり、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準についての指標を記載しておりますので、こちらは参考としていただければと思います。

以上が定例会に追加提案いたします議件の内容であります。よろしくご審議くださいませようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） ただいま専決処分が上程されておりますけれども、私は災害復旧費で上から3つ、道路だとか河川の復旧、それから農林水産、文教施設については、緊急性と申しますか、があるので専決処分はしなければならぬ項目だと理解しますけれども、先ほどのその他について説明を聞いておりますと、パークゴルフ場周辺の倒木等の処理に要する経費を計上ということですが、行政内部と申しますか、各担当のほうからこれは緊急を要するから専決処分ということで申し入れられてこのように予算に計上しているのかどうか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

その他の公共施設の災害復旧費につきましては、倒木が現実あったものを含めて総務課のほうで計上したものでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 専決ですのでそれはよしとしても、総務課でパークゴルフ場の倒木等の処理、これはパークゴルフ場の中の何本くらいの木を切ろうとしてこの75万が出てきたのか、この内容について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 今回の台風の被害は、パークゴルフ場だけではなく、今回森と木の里センターに当日泊まっていた方がいらっしゃって、倒木で帰ってこれないという形の方がいらっしゃいました。それは東湖畔林道の町有林の倒木、それがトドマツ等が多くて、近年神社裏の町有林もトドマツがたくさん倒れたと。トドマツが高くなり過ぎて、根が張らずに倒れているという状況があったことも踏まえて、まずパークゴルフ場の中については5本程度トドマツの部分を、高くなり過ぎて、今後放っておくともっと高くなって、逆に台風等風でトドマツ等が折れる、針葉樹が折れる可能性があるので、その分の計上をしているのと、それとあとパークゴルフ場前にある、コース内ではなくて前庭等に

る部分、パークゴルフ場は大風のときは当然していませんし、人もいないですから、その辺は危険性はないのでしょうかけれども、ゆーあいの家とか、仮に北の湖記念館とか、そういうところにいらっしゃった方の車等、倒れては困るという形で25万程度計上して、トータルで75万という形で考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 5本程度だとか、また駐車場に近いところの木を伐採するといいますが、除去する、それに25万ということで、内容は理解できたのですけれども、これについて、パークゴルフをしている、壮警にはパークゴルフ協会というのがあるのですけれども、このようなパークゴルフ協会等との話し合い、それは持たれたかについても確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

あくまでもパークゴルフ協会とは協議はしてございません。というのは、まずは施設内の安全管理等を含めて町のほうで判断させてもらって、今回の計上をさせていただいたというふうに認識してございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第6号の報告を終結いたします。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第4、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年壮警町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 4時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員